

＜新型コロナウイルス感染症の療養に関するご請求専用＞  
音声自動応答サービスのご利用に関するご案内

## 1. ご利用に関するご注意

次の場合は、「音声自動応答サービス」はご利用いただけません。  
お電話(共済金請求受付センター「0120-580-699」)又は、当会のホームページでお手続き  
くださいますようお願い申し上げます。

### ＜ご利用いただけない場合＞

- ①陽性判明日が**2022年9月26日以降の方**
- ②ダイヤル式電話機の方
- ③新型コロナウイルス感染症の療養以外のご請求
- ④請求書類の送付先が、ご契約者様の住所・宛名以外を希望される場合
- ⑤労働組合や社員会等の団体を通じてご加入の方  
(労働組合や社員会等のご担当の方へご連絡ください)

※療養が終了していない方、終了予定日が未定の方は、療養が終了又は、終了予定日が決まっ  
てからご請求手続きをお願いいたします。

## 2. 手続きの流れ

### 手順1



音声自動応答サービスにて、共済金請求に必要な書類のお取り寄せ

### 手順2



必要書類へのご記入・押印等

### 手順3



「共済金請求」に必要な書類を返信用封筒  
に、封入・封緘

### 手順4



書類のご返送